

1月20日（月）13：00～上永谷駅前地域ケアプラザにて 「裁判員になるって？」～裁判員制度について学ぶ～ 講演会が開催されました

2009年の裁判員制度発足からすでに12万7000人の方が裁判員を経験されています。次はあなたが選ばれるかもしれません。なかなかなじみのない「裁判」や「裁判員」について現役裁判官に裁判員の選定から実際の裁判までを説明していただきました。最近裁判員を経験した永野地区の方も同席されたので、その時の様子や感想なども聞くことができました。講義の後には質問も活発に出され、出席された方々にとって有意義な時間となったのではないのでしょうか。

（内容 ピックアップ） *詳しくは裁判所のホームページをご覧ください

- 選挙権のある方のなかから無作為に選出し調査票を郵送
- 実際に裁判員裁判が実施されることになり日程等が決まったら選任の為の呼出状送付
- 選任手続きでは裁判員を6名、補充裁判員2名をくじ引きで選任する。
- 裁判員になれないのは、国会議員、司法関係者、警察・自衛官、事件関係者など
- 辞退できるのは70歳以上、病気・看病・仕事等で他に代替がなく行けない者など
- 裁判は概ね6日程度。討議には裁判官3名が加わるが結論を誘導することはしない。できるだけ全員一致の結論を目指して意見を出し合う。

（裁判員経験者から）

70歳以上は辞退も出来ますが、（辞退せず）裁判員をやってよかったというのが感想です。社会参加ができたこと、普段出会うことのない経験をすることが良い刺激にもなりました。時間があるのは私たちです。社会の為にもぜひ積極的に参加してほしいです。あと裁判官の方々がびっくりするほど優秀で、こういった方々が日本の裁判に携わってくださっているのだなあと感動しました。

今回の講習をしていただくにあたり、差別のない共生社会を目指して活動していることについて何かヒントなどがあれば教えてほしい旨お願いしていました

（裁判官から）

刑事裁判から感じるのですが社会的に孤立した方の犯罪が多いような気がします。遭遇した事例でいえば、精神障害を持っている方の家族がほかに相談するところがなく自分で解決しようとして事件を起こしてしまったというものがありました。

そのときに家族以外のどなたかの「手」がまたは「助言」があれば避けられたのではないかという事案をかなりみかけるので、（孤立しないように）地域とのかかわりを持つというのはとても重要なのではないかと思います。

